**令和４年度**

**社会福祉法人　洛東園　介護職員等（不特定多数の者対象）喀痰吸引等研修**

**開　催　要　綱**

１　開催目的

この研修は、特別養護老人ホーム等の施設及び居宅において、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」附則第４条に定める特定行為のうち、不特定多数の者を対象とした規則第１条各号に掲げる行為（以下、「第一号特定行為」という。）並びに規則第１条各号の行為のうち、別表第二第二号の実地研修を修了したもの（以下、「第二号特定行為」という。）を提供できる介護職員等を養成することを目的とします。

※　上記で第一号特定行為は、口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養のすべての特定行為を指します。以下同様です。

※　上記で第二号特定行為は、第一号特定行為のうち、これらの行為のいずれかについて実地研修を修了したもの（一つだけの特定行為も可能です。）を指します。以下同様です。

２　主催　　社会福祉法人　洛東園

３　実施主体　　洛東園研修センター

※ただし、実地研修は受講希望者の勤務先事業所等に委託により行います。

４　研修課程　　第１号研修及び第２号研修

※ただし、原則として実地研修は勤務先事業所等で行っていただきます。

５　受講対象者

第１号研修

　　介護職員等であって、第一号特定行為を必要とする対象者があることを受講前に調整を済ませ、不特定多数の高齢者に第一号特定行為を実施しようとする者

第２号研修

　介護職員等又は勤務する予定の介護職員等であって、第二号特定行為を必要とする対象者があることを受講前に調整を済ませ、不特定多数の高齢者に第二号特定行為を実施しようとする者

【注意】

①　第１号研修、第２号研修とも、受講が決定する時点で第一号特定行為、第二号特定行為を必要とされている対象者と受講希望者が所属する事業所に喀痰吸引等研修の指導ができる看護師が確保できていない場合は、受講できません。

　　　②　平成２４年４月１日以後第２号研修を修了して「認定特定行為業務従事者認定証」を交付された方で、新たに気管カニューレ内部の喀痰吸引並びに経鼻経管栄養を行う対象者があり、この対象者に対して特定行為の業務に従事する予定である場合は、改めて第２号研修を受講し、実地研修を修了したのち、別の「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けなければ従事できません。

６　研修課程履修免除

喀痰吸引等に関する研修等の受講履歴その他受講対象者の有する知識及び経験により、下記にある事項の水準に達していると認められる場合、研修課程の一部を履修したものとして取り扱う場合があります。

①　介護福祉士の養成課程において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者

　　　　　　基本研修を履修したものとする。

②　介護福祉士の養成課程において医療的ケア（実地研修を含む）の科目を履修した者

　　　　　　基本研修及び実地研修を履修したものとする。

③　「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発第

0401第17号厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者

基本研修（演習）のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」を履修したものとする。

④　平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者

基本研修（講義）、基本研修（演習）及び実地研修（但し、上記研修において実地研修を修了した行為に限る。）を履修したものとする。

⑤　「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施について」（平成23年10月6日老発第1006号第1号厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した者

基本研修（講義）（但し、筆記試験に合格した者に限る）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において修了した行為に限る。）を履修したものとする。

　　　⑥　平成24年4月1日以後平成27年3月31日までに口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の喀痰吸引等研修を受講し、これらの認定特定行為業務従事者認定証を交付された者

　　　　　　基本研修（講義）、基本研修（演習）

　　　※　上記に該当して履修免除となった場合でも、各研修課程でフォローアップを理由に受講することは可能です。

７　募集定員

１６名

※　上記定員は第１号研修及び第２号研修の合計数です。

各研修課程で１６名ではありませんのでご注意ください。

　　　※　上記定員は前回実施の研修課程で再履修者となった者も含まれます。

※　社会福祉法人　洛東園の職員が上記定員の多数を占めることはありません。

８　会場

基本研修（講義）　社会福祉法人　洛東園　本部敷地内本堂

基本研修（演習）　社会福祉法人　洛東園　本部敷地内本堂

※　社会福祉法人　洛東園において急遽行われる行事等により、会場を変更す

る場合があります。

実地研修　　　　　勤務先事業所

９　研修日程　　令和5年1月14日(土)～令和5年3月18日(土)

※　詳細は別紙研修日程表によります。

　　　　　　　　※　講師が社会福祉法人　洛東園を利用される方の緊急時対応するために休講する場合があります。この場合は別途日程を設けて開催致します。

　　　　　　　　※　新型コロナウィルス感染症の感染予防のため、必ず研修当日に受講前の検温実施とマスクを着用していただきます。

　　　　　　　　※　研修当日の受講前の検温の結果、**37.0度**を超える場合は、当日の受講はお控えいただきます。この場合、当該研修内容のレポートを作成いただき、次回受講日に提出いただきます。

10　受講料

受講料は受講決定後に当方から通知する方法により入金をお願い致します。

なお、一度入金いただきました受講料はいかなる理由にもかかわらず返金できませんのでご了承願います。

受講料は研修課程によって下記の通り異なりますのでご注意ください。

　　**Ⅰ　初めて研修受講する方**

第１号研修

基本研修　全員　60,000円

実地研修　①　勤務先事業所で実地研修が行える場合　　　　　　　　無料

②　実地研修を受講申し込み時点で受講対象者の要件を満たしていたものの、

基本研修受講中に対象者等要件を満たさなくなり、紹介により実施する場合

下記の基本料金と特定行為ごとの料金の合計額

基本料金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　60,000円

人工呼吸器装着者の吸引　　　　　　　　　　　　　15,000円

第２号研修

基本研修　全員　60,000円

実地研修　①　勤務先事業所で実地研修が行える場合　無料

②　実地研修を受講申し込み時点で受講対象者の要件を満たしていたものの、

基本研修受講中に対象者等要件を満たさなくなり、紹介により実施する場合

基本料金　　60,000円

気管カニューレ内部の喀痰吸引　15,000円

経鼻経管栄養　15,000円

人工呼吸器装着者の吸引を受講する場合は別途15,000円

**Ⅱ　平成２４年４月１日以後に喀痰吸引等研修を受講し、口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の認定特定行為業務従事者認定証を交付されている方**

　　　　第１号研修（気管カニューレ内部の喀痰吸引、経鼻経管栄養のどちらも受講する場合）

　　　　　実地研修　①　勤務先事業所で実地研修が行える場合　10,000円

②　実地研修を受講申し込み時点で受講対象者の要件を満たしていたものの、

基本研修受講中に対象者等要件を満たさなくなり、紹介により実施する場合

基本料金　　　　　　　　　　　　　10,000円

気管カニューレ内部の喀痰吸引及び経鼻経管栄養　30,000円

人工呼吸器装着者の吸引を受講する場合は別途15,000円

　　　　　　　　　　③　上記①及び②のいずれについても、当センター以外の京都府内の喀痰吸引等登録研修機関で喀痰吸引等研修を受講し修了証明書を発行された方　20,000円

　　　　第２号研修（気管カニューレ内部の喀痰吸引、経鼻経管栄養のいずれか一方を受講する場合）

　　　　　実地研修　①　勤務先事業所で実地研修が行える場合　10,000円

②　実地研修を受講申し込み時点で受講対象者の要件を満たしていたものの、

基本研修受講中に対象者等要件を満たさなくなり、紹介により実施する場合

基本料金　　　　　　　　　　　　　10,000円

気管カニューレ内部の喀痰吸引もしくは経鼻経管栄養研修料　15,000円

人工呼吸器装着者の吸引を受講する場合は別途15,000円

③　上記①及び②のいずれについても、当センター以外の京都府内の喀痰吸引等登

録研修機関で喀痰吸引等研修を受講し修了証明書を発行された方　20,000円

　　【注意】

受講テキストは事前に各自で購入してください。受講日当日にテキストの販売は行いません。

受講テキストは必ず最新版をご用意ください。

11　申込方法

下記のものを郵送でお申し込みください。

ＦＡＸでの申込や持参による申込は受け付けません。

　　　○「受講申込書」

○「受講申込書（実地研修における調査依頼書）」

※　受講できる者として、下記の要件を満たす勤務先事業所の施設長の推薦が必要です。

　　　　　①　京都府内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、認知症対応型グループホーム、障害者（児）福祉施設、訪問介護事業所などに就業している介護職員等

※　第２号研修は今後就業する予定である職員を含みます。

　　　　　②　原則、介護職員等の勤務先事業所で実地研修ができること。

※　受講決定時点で特定行為を必要とする対象者がいることが必要です。

特定行為を必要とする対象者がいない場合は受講できません。

　　　　　③　勤務先事業所などにおいて実地研修を実施するにあたっては、国の指導者講習、京都府指導者養成研修又は指導看護師（介護職員等の指導及び評価を行う医師、保健師、看護師及び助産師（准看護師を除く）が確保されていること。

※　受講申込書の受付審査時に上記②及び③について確認の連絡をさせていただきます。

万一、上記②及び③の確保がすべて満たされていない場合は受付申込書を返送させていただ

くこととなりますのでご注意ください。

※　受講決定後の受講者の変更は、いかなる理由があっても認めません。

　　　○「履修免除申請書」

※　履修免除を希望する方は、必ず履修免除を証するもの（例：研修修了証書など）の写しもあ

わせて同封願います。

※　第２号研修を他の登録研修機関で受講して既に修了し、新たに気管カニューレ内部の喀痰吸

引、経鼻経管栄養の研修を受講する方は、第２号研修の修了証明書及び認定特定行為従事者認

定証の写しが必要です。

○返信用封筒

　　　　※　長形３号（Ａ４サイズ用紙を三つ折りで封入できるもの）を同封して下さい。

※　返送用封筒には切手を貼り、受講者の郵便番号、住所、氏名を記入し、「介護職員等（不特

定多数の者対象）喀痰吸引等研修受講可否通知在中」と朱書きください。

12　申込期限

**令和４年１２月１５日（木）【必着】**

※　申込期限の翌日以後に到着しても受講できません。

※　申込期限までに定員に達した場合はその時点で申込を終了させていただきます。

13　受講可否通知

「受講申込書」等に基づいて受講可否を当方で行い同封の返送用封筒で郵送により通知します。

受講決定者には受講料の振り込み方法等も合わせて通知します。

14　研修受講期間中について

　　　研修受講期間中に受講者が研修実施の妨げとなるような行為を行った場合は、受講申込書に記載された推薦者へ連絡いたしますのでご留意ください。

　　　その後もなお、受講者の研修受講に関して改善することなく、研修実施の妨げとなるような行為が続く場合は、研修受講を中止させる場合があります。

15　修了証明書

基本研修及び実地研修をすべて修了した者に対して研修課程の修了証明書を発行します。

この証明書は認定特定行為従事者認定証を住所地のある行政庁が発行するに当たって必要となります。

なお、全日程で遅刻・早退について欠席とみなした場合は、修了証明書を発行できません。

16　申込及び問い合わせ先

社会福祉法人　洛東園　洛東園研修センター

〒６０５－０９８１　京都府京都市東山区本町１５丁目７９４番地

電話０７５－５６１－１１７１

ＦＡＸ０７５－５３１－８３７２

E-mail:r-momiji@estate.ocn.ne.jp

**令和４年度**

**社会福祉法人　洛東園　介護職員等（不特定多数の者対象）喀痰吸引等研修**

**研　修　日　程　表**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 日程 | 時間 | 科目 | 時間 |
| 基本研修（講義） | 第１日１月１４日（土） | 9:00～ 9:059:05～12:05 | オリエンテーション人間と社会保健医療制度とチーム医療 | 0.081.51.5 |
| 13:05～17:05 | 保健医療制度とチーム医療安全な療養生活清潔保持と感染予防 | 0.52.01.5 |
| 第２日１月２１日（土） | 9:00～12:30 | 清潔保持と感染予防、健康状態の把握健康状態の把握 | 1.02.5 |
| 13:30～17:30 | 健康状態の把握高齢者および障害児・者の「たんの吸引」概論 | 0.53.5 |
| 第３日１月２８日（土） | 9:00～12:00 | 高齢者および障害児・者の「たんの吸引」概論 | 3.0 |
| 13:00～17:30 | 高齢者および障害児・者の「たんの吸引」概論 | 4.5 |
| 第４日２月　４日（土） | 9:00～12:00 | 高齢者および障害児・者の喀痰吸引実施手順解説 | 3.0 |
| 13:00～18:00 | 高齢者および障害児・者の喀痰吸引実施手順解説 | 5.0 |
| 第５日２月１８日（土） | 9:00～12:30 | 高齢者および障害児・者の経管栄養概論 | 3.5 |
| 13:30～16:30 | 高齢者および障害児・者の経管栄養概論 | 3.0 |
| 第６日２月２５日（土） | 9:00～12:30 | 高齢者および障害児・者の経管栄養概論 | 3.5 |
| 13:30～16:30 | 高齢者および障害児・者の経管栄養実施手順解説 | 3.0 |
| 第7日３月　２日（木） | 9:30～12:30 | 救急蘇生法高齢者および障害児・者の経管栄養実施手順解説 | 2.01.0 |
| 13:30～17:30 | 高齢者および障害児・者の経管栄養実施手順解説 | 4.0 |
| 第８日３月　７日（火） | 9:45～12:00 | 筆記試験 |  |
| ３月１１日（土） | 9:45～12:00 | 筆記試験（追試験） |  |
| 基本研修（演習） | 第９日 口腔内の喀痰吸引・鼻腔内の喀痰吸引・気管カニューレ内部の喀痰吸引 |  |
| ３月１６日（木） |  | 9:30～11:3012:30～16:30 | 演習プロセス評価 |
| 第１０日　胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養・経鼻経管栄養 |  |
| ３月１８日（土） |  | 9:30～11:3012:30～16:30 | 演習プロセス評価 |
| 実地研修 | 原則として勤務先事業所等で実施 |  |

* 第８日の筆記試験合格者には「合格通知書」を、不合格者には「不合格通知書」を試験日後に郵送により通知します。合格者は基本研修（演習）を受講することができます。不合格者は追試験を受験するか、次回行われる研修課程で筆記試験を受験して合格しなければ、基本研修（演習）を受講することはできません。
* 筆記試験不合格者のうち、次回行われる研修課程で申し込みをされる場合は、第９日の筆記試験から受講することができます。
* 平成２４年４月１日以後平成２７年３月３１日までに口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の喀痰吸引等研修を受講して既にこれらの行為の認定特定行為業務従事者認定証を交付された者が、気管カニューレ内部の喀痰吸引、経鼻経管栄養の喀痰吸引等研修を受講する場合は、基本研修（演習）から受講することができます。
* 基本研修（演習）プロセス評価により修了が認められた者は実地研修を受講することができます。修了が認められなかった者は「基本研修（演習）再履修通知書」で通知し、今回の研修課程で実地研修を受講することはできません。
* 「基本研修（演習）再履修通知書」を通知された者は、次回行われる研修課程で申し込みをすれば、基本研修（演習）から受講することができます。
* 実地研修の評価により修了した者には「修了証明書」を発行します。

【筆記試験について】

第８日の筆記試験は下記により行いますので必ず一読ください。受講申し込みの際に下記の事項を一読したものとして扱います。

１　試験の実施時間を欠席した場合は受験しなかったものとみなし、今回の研修課程の以後の受講ができなくなります。

２　試験の実施時間に遅刻した場合は受験しなかったものとみなし、今回の研修課程の以後の受講ができなくなります。

３　試験実施時間中の中途退出はいかなる理由があっても認められません。

４　試験会場には携帯電話等（スマートフォン、アラーム付き時計を含む）の持ち込みを禁止します。

万一、試験実施時間中に携帯電話等が作動した場合は、今回の筆記試験は不合格となり、以後の受験を認めないことがあります。

５　試験中に不正行為をした場合や受講申込の際に虚偽や不正の事実があった場合は、合格を取り消し、以後の受験を認めないことがあります。

**令和４年度**

**社会福祉法人　洛東園　介護職員等（不特定多数の者対象）喀痰吸引等研修**

**受　講　申　込　書**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 現在の連絡先（必ず連絡のつく電話番号及びＦＡＸ番号を明記のこと） | 法人名 | 事業所・施設名 |
| 受講者職種 | 事務担当者名 |
| 所在地　（〒 － ）TEL　　　　　　　　　FAX |
| ふりがな受講者氏名 |  |
|  |
| 生年月日・年齢 | 昭和平成 | 年　　　　　月　　　　　日生（　　　　）歳 |
| 推薦者（推薦理由） | 役職（　　　　　　　　　　　）氏名（　　　　　　　　　　　　㊞　　）理由 |
| 現在の勤務先の種別（該当するものに○） | １．特別養護老人ホーム　２．介護老人保健施設　３．有料老人ホーム　４．認知症対応型グループホーム　５．障害者（児）福祉施設　６．訪問介護事業所７．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 保有資格（該当するものに全て○） | １．介護福祉士　２．実務者研修（医療的ケア除く）修了　３．初任者研修修了４．ホームヘルパー１級修了　５．ホームヘルパー２級修了　６．社会福祉士　７．介護支援専門員　８．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 職歴 | １．福祉職場の勤続年数　　　　　　　（　　　　）年（　　　　）か月 |
| ２．現在の勤務先における勤続年数　　（　　　　）年（　　　　）か月 |
| ※事務処理欄 | 申込書受理日 |  | 申込受理番号 |  |
| 受講可否 | 　可不可　（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 受講研修課程 | 第１号　　第２号 | 受講者番号 |  |

※　受講者の氏名、生年月日は研修修了時に発行する修了証明書に記載しますので、正確にご記入ください。

※　受講者が研修受講期間中に研修実施においてその妨げとなるような行為があった場合は推薦者へ連絡させていただきますのでご留意ください。

**令和４年度**

**社会福祉法人　洛東園　介護職員等（不特定多数の者対象）喀痰吸引等研修**

**受講申込書（実地研修における調査依頼書）**

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 事業所・施設名 |  |
| 施設長名 |  |
| 事務担当者名 |  |
| 受講者氏名 |  |

**調査項目**（該当するものにそれぞれ○をして、必要箇所はご記入ください。）

Ⅰ．受講者はどちらの研修課程を受講されますか。

１　第１号研修

２　第２号研修（下記特定行為のうち、受講する特定行為に○をしてください。）

口腔内の喀痰吸引　　　　鼻腔内の喀痰吸引　　　　気管カニューレ内部の喀痰吸引

　　胃ろう又は腸ろうによる経管栄養　　　経鼻経管栄養

Ⅱ．貴事業所等研修の実施について該当項目にチェックをお願いします。

１　指導看護師、喀痰吸引等の必要な対象者があり、実地研修が可能である。

　　　ⅰ　指導看護師は何人おられますか。　（　　　　人）

　　　ⅱ　喀痰吸引等の必要な対象者は何人おられますか。　（　　　　人）

※　喀痰吸引等の必要な対象者は複数名必要です。やむを得ない場合は１人でも認められます。

２　指導看護師、喀痰吸引等の必要な利用者がなく、実地研修は不可能である。

　　　上記で２を選択された方は下記の調査にもお答えください。

ⅰ　実地研修が不可能な理由についてお答えください。

１　指導看護師がいない

２　喀痰吸引等の必要な利用者がいない

３　指導看護師、喀痰吸引等の必要な利用者ともにいない

ⅱ　同法人内で実地研修が可能ですか。

１　同法人内で実地研修が可能である。

２　同法人内でも実地研修は不可能である。

Ⅲ．他事業所の介護職員等の実地研修を受け入れることは可能でしょうか。

１　可　　（　　　　　人）

２　不可

**【回答にあたっての注意】**

○　この調査依頼書は施設長がご回答ください。

○　指導看護師、喀痰吸引等の必要な対象者がいない施設等の場合、応募者多数に際しての選考における優先順位が低くなることがありますので、あらかじめご了承ください。

**令和４年度**

**社会福祉法人　洛東園　介護職員等（不特定多数の者対象）喀痰吸引等研修**

**履修免除申請書**

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 事業所・施設名 |  |
| 施設長名 |  |
| 事務担当者名 |  |
| 受講者氏名 |  |

表記受講者は、開催要綱に定める下記の喀痰吸引等に関する研修等の受講履歴その他受講対象者の有する知識及び経験により、履修免除を申請いたします。

（該当するものに○をしてください。）

１　介護福祉士の養成課程において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者

２　介護福祉士の養成課程において医療的ケア（実地研修を含む）の科目を履修した者

３　「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発第

0401第17号厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者

４　平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者

５　「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施について」（平成23年10月6日老発第1006号第1号厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した者

６　平成２４年４月１日以後平成２７年３月３１日までに口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の喀痰吸引等研修を受講して認定特定行為業務従事者認定証を交付された者

**【申請に当たっての注意】**

○　この申請をする場合は、上記を証する修了証書等の写しが必要です。上記６については、喀痰吸引等研修修了証明書と認定特定行為業務従事者認定証の写しが必要です。

○　上記のいずれかに該当する場合は研修課程の履修免除を取り扱う場合があります。

なお、仮に履修免除となった場合でも、受講者がフォローアップを目的として研修課程を受講することは差し支えありません。